

# 板橋区地域支援事業における介護予防事業実施要綱

(平成18年3月14日区長決定)

## (目的)

第1条 この要綱は、高齢者に対し、要介護状態にならないための介護予防サービスを提供することにより、自立と生活の質の確保を図るとともに、生きがいや健康づくりの知識の普及啓発により、地域における介護予防活動の支援を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、「板橋区地域支援事業における介護予防事業」とは、板橋区が、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の4第1項第1号に規定する地域支援事業として実施する被保険者(同法第9条第1号に規定する第1号被保険者に限る。以下「第1号被保険者」という。)の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業をいう。

## (事業)

第3条 板橋区地域支援事業における介護予防事業は、次に掲げる事業から構成する。

- (1) 通所型介護予防事業
- (2) 訪問型介護予防事業
- (3) 二次予防事業評価事業
- (4) 介護予防普及啓発事業
- (5) 地域介護予防活動支援事業

## (対象者)

第4条 板橋区地域支援事業における介護予防事業を利用することができる者は、第1号被保険者であって、板橋区内に住所を有し、在宅で生活しているものとする。

## (利用料)

第5条 板橋区地域支援事業における介護予防事業を利用しようとする者は、別に定めるところにより、利用料を納めなければならない。

## (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

## 付 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 板橋区生きがい対応型デイサービス事業実施要綱（平成12年3月24日区長決定）は、廃止する。
- 3 板橋区赤塚健康増進センター高齢者健康づくり事業運営要綱（平成14年2月21日区長決定）は、廃止する。
- 4 この要綱の一部改正は、平成21年5月1日から施行する。
- 5 この要綱の一部改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 6 この要綱の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。